

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 8 年度香芝柏原改穴虫地区他埋蔵文化財発掘調査業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長 国土交通技官 瀬戸下 伸介 大阪府大阪市城東区今福西 2－1 2－3 5
契 約 締 結 日	令和 8 年 6 月 1 7 日
契約の相手方の氏名及び住所	香芝市
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 3 4 , 9 4 6 , 0 0 0 －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

特例政令等の該当	
該当	CPC 番号
非該当	

随意契約理由書

1. 業務名

香芝柏原改良穴虫地区他埋蔵文化財発掘調査業務

2. 契約相手方

香芝市長

3. 契約理由

本業務は、一般国道 165 号香芝柏原改良事業の事業区域内に存在するサカイ遺跡と桜ヶ丘第 1 地点遺跡について、文化財保護法第 99 条（地方公共団体による発掘の施行）第二項に基づき、地方自治体の機関で、埋蔵文化財発掘調査を行うものである。

文化庁次長通知（平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 78 号）「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」記二（三）都道府県の役割及び体制の整備・充実では、「都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行う」とされている。

また、奈良県域は、埋蔵文化財の発掘が広範囲かつ多数あることから、国事業の進捗に影響が出来ないように、奈良県香芝市にある当該調査に当たっては、香芝市教育委員会と協議することとされている（文財 409 号、令和 8 年 2 月 2 日）。

以上のことから、当該事業地の地方公共団体である香芝市長と契約を行うものである。

4. 適用法令

会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号

推薦者 官職 大阪国道事務所 地域調整課長
氏名 森本 芳文